

令和8年 富士見町 規則

第 13 号

富士見町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町財務規則の一部を改正する規則

富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第80条第1項中「振り出し」の次に「、又は第139条に規定する指定店に通知し」を加える。

第83条第2項中「指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「口座振替」の印を押し、口座振替払依頼書(様式第70号の4)及び口座振替払案内書(様式第70号の5)を添え、これを」を「指定金融機関が定める口座振替払に係る依頼書を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(口座自動振替払)

第83条の2 公共料金等で町長が特に認めるものは、口座自動振替(債権者の請求に基づいて、債券の請求に係る金額を指定日に町の預金口座から債権者の預金口座へ自動的に振り替えることをいう。)の方法により支払うことができる。

2 公共料金明細サービス(公共料金等に係る請求情報を事前に確認できるサービスをいう。)を受けて前項の方法により支払う経費において、支出負担行為の決議及び支出命令は、第59条及び第63条の規定にかかわらず、会計室長が行うものとし、債権者の請求情報をもって請求書に代えることができる。

第84条第1項中「、自己を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「現金払(役場)」の印を押し」を削り、「指定金融機関」の次に「等」を加える。

第92条に見出しとして「(使用小切手帳)」を付する。

第95条に見出しとして「(小切手の再交付の請求)」を付する。

第119条の2第1項第3号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第2項中「1万円」を「2万円」に改める。

第122条第1項中「(様式第99号、様式第99号の2、様式第99号の3、様式第99号の4)」を削り、同条第2項中「50万円」を「100万円」に改める。

第123条第1号中「30万円」を「50万円」に改める。

第133条に次のただし書を加える。

ただし、契約金額が50万円未満のものについては、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。

第143条を次のように改める。

(計算報告)

第143条 指定店及び収納代理店は、取り扱った公金の収納及び支出について、日計報告表(様式第112号)を作成し、翌日までに会計管理者に送付しなければならない。

第148条中「指定店」の次に「及び収納代理店」を加え、「収納代理店にあつては指定店に送付し、指定店にあつては収納代理店から送付された収入済通知書とともに」を削る。

第153条中「口座振替払依頼書及び口座振替払案内書」を「口座振替払に係る依頼書」に改める。

別表第1中「(様式第74号)」を削り、「／旅行命令(依頼)／概算請求票／精算請求／(様式第75号)」を「出張命令(依頼)票／概算請求書／精算請求書」に改める。

別表第1中「

建設工事請負契約書	第122条	様式第99号
建設工事請負仮契約書	第122条	様式第99号の2
委託契約書	第122条	様式第99号の3
物品契約書	第122条	様式第99号の4

」を「

建設工事請負契約書	第122条	
建設工事請負仮契約書	第122条	
委託契約書	第122条	
物品契約書	第122条	

」に改める。

別表第3中「旅行命令(依頼)・概算請求・精算請求票」を「出張命令(依頼)票／概算請求書／精算請求書」に、「旅行命令・請求票」を「出張命令・請求票、領収証」に改める。

様式第70号の4及び様式第70号の5中「、第83条」を削る。

様式第99号から様式第99号の4までを次のように改める。

様式第99号から様式第99号の4まで 削除

様式第112号の2から様式第112号の4までを次のように改める。

様式第112号の2から様式第112号の4まで 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。